

○浜中町ふれあい交流・保養センター設置条例

平成30年9月13日

条例第26号

改正 令和元年9月13日条例第18号

浜中町ふれあい交流・保養センター設置条例

浜中町ふれあい交流・保養センター設置条例（平成10年条例第30号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 町民の保養と健康づくりを通じて交流を図り、本町の振興に資するとともに災害時における避難施設としての活用を図るため、浜中町ふれあい交流・保養センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 浜中町ふれあい交流・保養センター「霧多布温泉 ゆうゆ」

位置 浜中町湯沸432番地

（事業）

第3条 センターは、第1条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町民の保養と健康づくりの場を提供すること。
- (2) 町民の研修と交流の場を提供すること。
- (3) 災害等における避難施設として活用を図ること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業に関すること。

（指定管理者による管理）

第4条 町長は、前条に規定する事業を行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に施設の管理を行わせるものとする。

（開館時間及び休館日）

第5条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

（指定管理者の業務）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) センターの利用許可及び利用料金の収受、その他利用に関する業務
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

(利用許可)

第7条 センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、指定管理者の利用許可を受けなければならない。ただし、災害等における避難のときは、この限りでない。

2 指定管理者は、管理運営上必要があると認めたときは、その利用について条件を付し、これを変更することができる。

(利用料金)

第8条 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

2 指定管理者は、利用料金を変更しようとするときは、あらかじめ町長の承認を得なければならない。

3 町長は、前2項の規定により、承認したときは、その内容について速やかに告示するものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の納入)

第9条 第7条第1項の規定により、利用許可を受けた者のうち別表第1研修室等を利用する者は、利用許可を受けたとき、別表第2温泉入浴を利用しようとする者は、利用許可を得た際に利用料金を納入しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、特別な理由があると認めた者については、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(利用料金の還付)

第11条 既に納入した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の制限)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号の一に該当するときは、これを許可せず、又は許可を取り消し、若しくは退館させることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) センターの施設、展示設備又はその他の物件を毀損し、若しくは滅失するおそれがあると認められるとき。

- (3) 公益及び災害又は管理上やむを得ない事由が生じたとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき。
- (5) その他センターの管理運営に支障があると認められるとき。

（利用者の義務）

第13条 利用者は、その利用にあたって、次の事項を守らなければならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱さないこと。
- (2) センターの施設、展示設備又はその他の物件を毀損し、若しくは滅失しないこと。
- (3) 火災等の防止及びセンターの保全に努めること。
- (4) 自己の所有する物品等の保管管理に万全を期すること。
- (5) 利用の権利を他に譲渡し、又はこれを転貸しないこと。
- (6) その他指定管理者の指示に従うこと。

（特別な設備等の許可）

第14条 利用上特別な設備又は特殊な機械等の持込みをしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（原状回復）

第15条 利用者は、センターの利用が終わったとき、又は利用の中止を命ぜられたとき、若しくは利用許可を取り消されたときは、直ちにその利用場所を原状に回復して返還しなければならない。

（損害賠償）

第16条 利用者は、センターの施設、展示設備又はその他の物件を毀損し、若しくは滅失したときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

- 2 利用者の責めに帰すべき事由により起きた事故又はこの条例に基づく処分等により、利用者に損害が生じることがあっても、町はその賠償の責を負わない。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の浜中町ふれあい交流・保養センター設置条例の規定により、町長がした使用の許可その他の処分（施行日以後の使用に係るものに限る。）又は町長に対してされた申請その他の行為（施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）は、この条例の改正後の浜中町ふれあい交流・保養センター設置条例の規定により、当該指定管理者がした利用許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（令和元年9月13日条例第18号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

研修室等

室名	利用料金の上限額（1時間当たり）
研修室	1,100円
和室(1)	1,100円
和室(2)	1,100円
ふれあい風呂	2,200円

備考 1 利用料金は、占用利用の場合とする。

2 商品の展示即売等営利を目的として利用する場合は、利用料金の3倍とする。

別表第2（第8条関係）

温泉入浴

利用者	区分	利用料金の上限額
大人（中学生以上）	1回券	500円
小人（小学生）	1回券	250円

備考 回数券を発行する場合の額は、この表の利用料金の上限額を勘案し、設定するものとする。